

臨床倫理指針

山梨大学医学部附属病院
平成21年10月1日制定
令和3年10月27日改訂
令和5年 5月 1日改訂

本院職員は「すべての患者さんに安心を」という本院の理念のもと、本指針に従って安全・親身・高度なチーム医療を実践します。

1. すべての患者さんの人権を尊重します。患者さんの意思決定を尊重し、一人ひとりの患者さんにとって最善の医療を公正かつ公平に提供します。
2. 医師・看護師・コメディカルがそれぞれの専門性を発揮し、目的と情報を十分に共有した上で相互に連携するチーム医療を基本とすることで、患者さん一人ひとりの状況に的確に対応した医療を提供します。
3. 患者さんのプライバシーを尊重し、職業上の守秘義務の遵守と個人情報の保護を徹底します。
4. 医療・倫理に関する関係法令・ガイドラインを遵守し、医学的妥当性・適切性が担保された医療を提供します。
 - ・臓器移植に関わる法規
 - ・母体保護に関わる法規
 - ・人生の最終段階（終末期）に関わるガイドライン
 - ・胎児診断、生殖補助医療に関わるガイドライン
 - ・医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
 - ・臨床研究法
 - ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
 - ・遺伝学的検査に関するガイドライン
 - ・ヘルシンキ宣言 など
5. 倫理的な課題への対応が必要と考えられる個々の医療行為については、多職種カンファレンスの実施や山梨大学医学部附属病院医療行為に関する臨床倫理委員会での審議を行った上で、患者さんにとっての最善の方針を決定します。
6. 医療の発展のための臨床研究については、山梨大学臨床研究審査委員会または医学部倫理委員会において倫理的観点及び科学的観点から中立的かつ公正に審査されます。研究の実施にあたっては、参加される患者さんの権利・利益の保護を徹底します。